（様式第１号別紙１）

平戸市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　平戸市移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び平戸市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、平戸市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満に平戸市から転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に平戸市から転出した場合：半額

３　２（２）及び（４）について、平戸市から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の４分の１について返還します。ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額を返還します。

４　私は、「平戸市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）」（以下「暴力団排除条例」という。）に規定された暴力団又は暴力団員ではありません。

５　私は、暴力団排除条例に規定された暴力団又は暴力団員及び反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。